

日本遺伝看護学会 転載許可に関する規程

2023 年 4 月 4 日 理事会決定

日本遺伝看護学会が刊行する日本遺伝看護学会誌の著作権は日本遺伝看護学会に帰属しています。著作権第 32 条の範囲を超えて書籍や教科書、雑誌等で論文を利用する場合には、転載許可の申請が必要です。また、出版物の二次使用（電子出版、翻訳出版など）に際しても転載許可を得る必要があります。この規程は、転載許可を求める場合の申請手続き等について定めるものです。

1. 本学会誌の掲載論文等著作物を利用する場合には、本学会が定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許可を得るものとする。申請書の提出先は、日本遺伝看護学会事務局とする。
2. 申請書に基づき、学会誌編集委員会で審議し、許可・不許可を判断する。
3. 本学会が許可する場合、申請者に文書で通知する。
4. J-STAGE「日本遺伝看護学会誌」での掲載後、転載可能とする。
5. 機関リポジトリの登録は、機関リポジトリ対応規程に定める。
6. 本規程の改正は、本学会編集委員会の審議を経て理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2023 年 4 月 4 日から施行する。